

市町村合併 情報コーナー



【合併特例法】

「市町村の合併の特例に関する法律」

「市町村の合併の特例に関する法律」いわゆる「合併特例法」は、市町村の合併の円滑化を図るため、昭和40年に制定されました。

この法律は、10年間の時限法として制定されたものですが、その後、昭和50年、60年および平成7年にそれぞれ10年間延長されました。平成7年の改正の際には、期限の延長と併せて手続きや財政措置などの面で、推進方策の拡充が行われました。さらに、平成11年には地方分権一括法による改正が行われ、一層の拡充が図られました。

平成17年3月31日を適用期限とする合併特例法を念頭にさまざまな検討がされています。以下、主な内容を紹介します。

合併協議会

合併をしようとする市町村は、合併の是非も含めて市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置しなければなりません。この協議会を合併協議会といい、会長および委員は、関係市町村の議会議員、首長、その他の職員、学識経験者の中から選任された者で構成されます。

住民発議制度

有権者の50分の1以上の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができます。これは住民の意向を尊重するため、住民から市町村合併

の提案ができるようにするものです。

市町村建設計画

市町村建設計画は、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して将来のビジョンを示し、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。

市となるべき要件の特例

平成17年3月31日までに合併する場合に限り、市となる人口の要件が4万人以上（通常は5万人以上）に緩和されます。さらに、平成16年3月31日までに合併する場合には3万人以上となります。

地域審議会

合併関係市町村の協議により、期間を定めて旧市町村区域ごとに地域審議会を設置することができます。審議会は合併市町村の首長の諮問に応じて審議し、または意見を述べることができ、これは、合併をするとき、行政区域の拡大により、住民の意見が施策に反映されにくくなるという懸念があることから創設された合併市町村の付属機関です。

企画課

内線340

「まちづくり」にあなたの意見を

「新しいわ創造プラン策定懇談会」委員募集

町では、新しいわ創造プラン（第5次総合計画および都市計画マスタープラン）策定にあたり、町民の皆さんのご意見をお聞きするため、「新しいわ創造プラン策定懇談会」の委員を募集します。同懇談会は、今回募集する委員のほか各種団体および各行政区の代表者等の約50名で構成されます。将来の明和町をどのように描くのか、魅力ある「まちづくり」を行うには何をしたらよいのか、皆さんと一緒に考えてみませんか。

対象

町内に住所を有する18歳以上の
のかた

定員

6名（応募者多数の場合は、
抽選により選考）

活動内容

同プランの策定に関し、委員として年数回開催される懇談会に出席し、「これからの明和町」についてご意見をいただきます。

任期

委嘱日から平成17年3月まで
（予定）

申込方法

5月31日（金）までに、住所・氏



企画課

内線340

企画課

問い合わせ

info@town.meiwa-gun.nagano.jp

電子メール

(04)3114

FAX

明和町新里288番地

明和町役場企画課あて

〒370-0795

明和町新里288番地

法で提出してください。

はがき

名・年齢・職業・電話番号を
明記し、左記のいずれかの方